

平成25年度教職課程認定申請説明会 質問と回答

資料2

番号	大学からの質問	回答
○ 教育課程		
1	<p>本学では、中学校・高等学校(保健体育)の体育実技について、一般的包括的な内容を含む授業科目として実技種目を2科目履修させることになっている。</p> <p>教職課程認定審査の確認事項に「特定の領域に偏っていないもの」とあるが、「学問領域を大まかに網羅する」という定義に従えば、陸上競技や水泳、球技、武道等多様な実技が必要ではないかとも思われる。どう考えればよいか。</p>	<p>中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する科目」は、教育職員免許法施行規則第4条備考第1号に基づき、「一般的包括的な内容を含むものでなければならない」とされています。</p> <p>いろいろな教科がある中で、一般的包括的な内容を一概に示すことはできませんが、その科目的学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容であることが必要です。</p> <p>例えば、保健体育の教職課程における「体育実技」の区分であれば、学習指導要領に示されている「体つくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」及び「ダンス」の各領域をそれぞれ学修することが必要と解しているところです。必ずしも各領域ごとに授業科目を開設することを要じていませんが、これらの領域を網羅したカリキュラムを編成することが必要です。</p> <p>このため、各大学においては、一般的包括的な内容となっているかどうかを学修指導要領も参考にして、学修内容に偏りがないかどうかを御確認ください。(学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にしてください。)</p>
2	<p>自学府共通の基盤科目を申請科目としていいか。</p>	<p>どの学校種の教職課程であるのか、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」のどちらに位置付ける授業科目なのかによって回答は異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程における授業科目は、教職課程を置く学科等(定員を置く最小単位)の授業科目であることが必要となっており、複数の学科等に共通して開設されている授業科目(以下、共通開設科目)を「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」としてあてることはできません。 ○ 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程においては、「教科に関する科目」について教職課程認定基準4-9(1)の場合には、共通開設科目を「教科に関する科目」として含めることができます。 ○ 中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程における「教職に関する科目」については、一部科目を除き、共通開設科目をあてることが可能です。

番号	大学からの質問	回答
3	<p>教職実践演習を、教育実践研究などの名称で開講することは可能か？</p>	<p>教員免許状を取得するための単位は、含めるべき事項等が教育職員免許法施行規則において定められているところであります。授業科目名称から、どの科目区分に位置付けられている授業科目であるのかを容易に類推できることが必要となっています。</p> <p>特に、「教職に関する科目」や「特別支援教育に関する科目」にあっては、科目的名称例を教職課程認定申請の手引き206頁に示しているところであり、この名称例に準じた名称を付けるように課程認定審査においても指摘が入ることが多々ある状況です。各大学においては、教職課程認定申請や変更届等によって授業科目を変更する場合に、この点に御留意ください。</p> <p>なお、教育実践研究などの名称で「教科又は教職に関する科目」として授業科目を開設している大学もあることから、「教職実践演習」の授業科目の名称としては適当ではないようと思われます。</p>
4	<p>施行規則第66条の6の「日本国憲法」は、例えば基本的人権だけといったように偏った内容ではなく、広い内容を扱うようにしなければならないと大学内の引き継ぎでは言われてきたが、そのことに言及した指導やQ&Aのようなものはあるのか。</p>	<p>「日本国憲法」は、昭和48年改正法以前は、一般教育科目として履修することが必要とされていましたが、昭和48年の法改正に伴い、法律の規定からは一時外されていました。しかし、法における明文がない時期においても、文部省大学学術局長通知において、教員となる者については、一般的・基礎的な教養として、これらの科目の内容を十分に身につけさせることが必要であり、これを踏まえて教育課程を編成するように通知し、各大学において御留意いただいたところです。</p> <p>その後、平成元年の免許法及び施行規則の改正に伴い、「日本国憲法」の修得を必修とするように明文化されましたが、現在、具体的な内容について明記した基準はありません。しかし、文部省大学学術局長通知にあるとおり、教員となる者の一般的・基礎的な教養として、「日本国憲法」の内容を十分身につけさせることが必要と解釈しているところです。</p> <p>このため、「日本国憲法」は偏った内容ではなく、一般的な内容を網羅的に学修することが望ましく、教職課程認定審査においても、そのような観点で確認を行っています。</p> <p>(昭和48年11月9日付け文大教第463号「教諭の普通免許状を取得しようとする学生の一般教育科目の履修について(通達)抜粋)</p> <p>教員となる者の一般的・基礎的な教養として、これらの科目の内容をじゅうぶん身につけさせる必要があることはもとよりのことでありますので、各大学等にあつては、教諭の普通免許状を取得使用とする学生のための教育課程については、従前どおり、これらの内容を含めて編成し、適切な指導を行なわれるよう、念のため重ねて通達します。</p>

番号	大学からの質問	答 え方
5	教職に関する科目のシラバスのフォーマットに、担当形態の記入欄がない。	教職課程認定申請に係る様式については、文部科学省ホームページに掲載しておりますが、当初担当形態の記載がない様式が掲載されておりました。大変申し訳ないのですが、現在は差し替えましたので、差替版で御作成をお願いいたします。 (手引き37頁にも担当形態欄のない様式がありますが、手引き80頁の作成例のとおり御作成をお願いします。)
6	<p>施行規則第66条の6の科目的単位は、以下のように中学校・高等学校免許取得のための教科に関する科目的単位としてもカウント(ダブルカウント)してもよいか。</p> <p>その際には、平成3年6月20日文教教第123号のⅢ留意事項「教職の専門性の維持の観点から、教科に関する科目又は教職に関する科目を従来の一般教育科目等で代替することは認めない」を考慮し、一般教育科目等の科目は教科に関する科目としては使えないが、専門科目であればダブルカウントしてもよいという考え方でよいか。</p> <p>「日本国憲法」と「社会・公民の法律学」, 「体育」と「保健体育の体育実技」, 「外国語コミュニケーション」と「英語の英語コミュニケーション」, 「情報機器の操作」と「情報のコンピュータ及び情報処理(実習を含む。)」。</p>	<p>教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目については、認定課程の内外を問わず、大学において開設されている授業科目であり、趣旨に沿った内容の授業科目であればよいと解釈しているところです。</p> <p>このため、「教科に関する科目」や「教職に関するする科目」として開設されている授業科目が教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目に該当する場合には、<u>両方の単位として取り扱うことが可能</u>です。</p> <p>なお、平成3年6月20日文教教第123号のⅢ留意事項1について、平成10年6月25日文教教第234号のⅢ留意事項2④において廃止することと通知していますので御確認ください。</p>
○ 教員組織		
7	他学部の教員を何名ぐらい流用できますか。	<p>教職課程認定基準の「3 教育課程、教員組織(免許状の種類にかかわらず共通)」(4)及び(6)において、「認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならず、専任教員は「教科に関する科目」「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目における専任教員として取り扱うことと規定されています。(複数の科目に渡って専任教員として取り扱うことはできない。)</p> <p>一方で、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程においては、教職課程認定基準4-3(4)(※2)及び4-4(4)(※2)における場合については、他学部等の教員を「教科に関する科目」の専任教員としてカウントすることができます。</p> <p>また、教職課程認定基準4-(2)vi)の規定により、中学校教諭及び高等学校教諭等の教職課程における「教職に関する科目」で共通開設している授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程における専任教員として取り扱うことが可能です。</p>
8	教職概論などで、現職教員や教育委員会よりゲストスピーカーを招聘し、授業内的一部分を割いて講義を依頼する場合、ゲストスピーカーに関しては、履歴書、教育研究業績書の提出が必要か?	当該授業科目の担当教員と共に授業に参画する場合であり、学生の評価等を行わないゲストスピーカー(外部の者)であれば、特に教員審査は必要ないと解釈しているところです。

番号	大学からの質問	提携窓口の回答
9	看護学実習における実習指導助手に関しては、教員扱いせず、履歴書、教育業績研究所の提出は不要という理解は正しいか？	御質問にある職員が助教ではなく、助手ということであれば、教員審査は必要ないと思われます。
		ゲストティーチャーなどについて、どのような形で授業に参画するのかによりますと、当該授業科目の担当教員と共に授業に参画することとなっており、学生の評価等を行わず、実習器具の準備など担当教員の補助のみを行うのであれば、特に教員審査は必要ないと解釈しているところです。
		それ以外の場合については、担当形態を「複数教員」として、教員として教員審査を受けることが必要です。
10	様式第4号(教員就任承諾書)の記載方法について、同一教員が複数の学科で複数の授業科目を担当する場合、就任承諾書本文には一つの学科に関する記載のみですが、下記の担当科目記載欄に、科目名の後ろ等に()を付けて、それぞれの学科名を記載する等、何らかの注意書きを行う必要はありますか？特に、同一科目名を記載する場合は、学科の区別をどのようにすればよろしいでしょうか。	御質問にあるように、同一名称の授業科目が複数ある場合には、教員就任承諾書においては、まとめずに以下のとおり記載することとしてください。(教育研究業績書については、スペースの関係上まとめていただいて結構です。)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ZZZ総論(B学科) ・ZZZ総論(C学科)
10	教員「甲」が、A学部B学科(専任)で「XXX概論」という授業科目を担当し、C学科(兼担)で「YYY特論」という科目を担当する場合、教員「甲」の就任承諾書の担当科目欄には以下のように記載することよいのか。	ただし、共通開設ではなく、それぞれの学科における専門科目なのであれば、以下のように、同一名称ではなく区別できる名称を付け、学則上もそれぞれ別の位置付けの授業科目であることが明確に分かるようにしておくことが望ましいと考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・XXX概論概論 ・YYY特論(C学科) 	
	また、B学科、C学科それぞれで開設している同一名称科目「ZZZ総論」を担当する場合は、教員「甲」の就任承諾書の担当科目欄には以下のように記載することで良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ZZZ総論 ・ZZZ総論(C学科)
11	課程認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員の審査は、平成23年3月9日課程認定委員会で決定された「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」に基づき行われるとのことですが、申請に際し、担当教員の選出にあたっては、担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績をどの程度有していれば審査をクリアできるかがわからないため、苦慮している状況にあります。	著書や学術論文等の本数について、最低限何編あれば問題ないとの基準は大学の設置等に係る教員審査と同様に数的基準を示しているところではありません。認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、有識者に審査いただいているところです。
	教員の学歴、学位、業績、職務上の実績等を勘案した上で審査される旨、教職課程認定基準には明記されていますが、業績については、最低限何編なければならないといった基準がありますでしょうか。	ただし、手引き191頁にある「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」にあるとおり、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等の知見理論化や一般化された活字業績が全く無い場合には、当該科目を担当するに十分な能力を有する者であると認めることは難しいと考えているところです。
12	教職課程の運営に関わる全学的組織の責任者の役職に規定はあるか？	特に規定はありませんが、教職課程の全学的組織として十分に機能するように組織してください。

番号	大学からの質問	回答
○ 施設・設備等について		
13	<p>養護実習校は、5名当たりに1校を確保することになっているが、これは入学定員に対するものか、それとも養成人数に対するものか？例えば、入学定員80名で10名の養成を予定する場合、実習校は16校確保するのか、2校確保するのか？</p>	<p>教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位(学科や専攻など)に対して行うこととなっており、教職課程認定基準の「11. 教育実習、養護実習及び栄養教育実習」において、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならず、養護教諭養成の場合、入学定員5人に1校の割合で確保することが必要と規定しているところです。</p> <p>このため、大学が10名程度の規模で養成することを想定していたとしても、入学定員が80名であれば、16校確保することが必要です。</p>
○ 手引き関係		
14	<p>審査スケジュール改正に伴い、平成26年度は2つの申請〆切が存在することになります。手引き(平成26年度改訂版)P5及びP7に記載のある平成26年度審査スケジュールについては、平成27年度開設を予定する大学向けであると思われます。</p> <p>これに対して、平成28年度開設を予定する大学向けの審査スケジュールについては、別工程で進められると推測しますが、この場合の事前相談期間については、従来のスケジュールがそのまま2ヶ月前倒しとなる見込みでしょうか？</p> <p>仮にそうだとすると、1月中旬～3月中旬までの2ヶ月間となり、センター試験・一般入試(前期・後期日程)、卒業判定等の時期と一致してしまい、事前相談の日程確保が困難となる上、何か指摘を受けた際には、年度末の提出〆切までの対応が困難になることが予想されます。</p> <p>もう少し早い時期(例えば11月頃)からの事前相談は可能となる見込みでしょうか？</p>	<p>平成28年度開設の教職課程認定申請大学を主な対象とする事前相談期間については、別途事務連絡にて通知させていただきます。</p> <p>なお、平成26年5月16日(金)までの事前相談期間においても、平成28年度開設分の相談をお受けすることは可能となっています。</p> <p>ただし、その場合においても、手引きにおいて提出を求めている資料は適切に御準備をお願いいたします。</p>
15	事前相談を複数回行うことはできるか。	<p>事前相談については、上限を特に定めてはいませんが、通常は、事前相談にあたっておおむね手引きに沿った内容を御準備いただいたいれば、複数回行うことは不要です。2回目の事前相談が必要と思われる場合にあっては、こちらからその旨を進言させていただきますので、その場合には、再度事前相談予約要領に従って予約をお願いします。</p> <p>なお、事前相談予約にあたっては、こちらが示している提出資料が整っていることが前提条件であり、教職課程を置こうとする学科等のカリキュラムが定まっていない場合や相談事項が明確でない状況でお越し頂くことは御遠慮ください。</p> <p>また、事前相談においては、時間に限りがあるため、申請内容の大筋の方向性の確認と大学が特に相談したい事項についてのみ対応をさせていただきます。細かな申請内容については、手引きの申請書作成要領等をもとに、各大学において適切に確認してください。</p>

番号	大学からの質問	文部科学省の回答
16	<p>小学校教員養成に特化した学科を設置申請(平成27年4月予定)し、小学校教諭一種免許状取得する場合、専修免許状の取得のために、専攻科又は大学院での教職課程の認定の申請は、学部からの学年進行の平成31年4月からか、あるいは他大学からの受け入れ等を踏まえ、平成27年4月に申請できるのか。</p>	<p>大学院の研究科等に対する教職課程認定にあたって、大学の学科等において同じ免許状の種類(学校種及び教科)の教職課程を置いていることを必須条件とまではしていません。設置が認められた研究科等において、教職課程認定基準等を満たしていれば、教職課程認定を受けることは可能となっています。</p> <p>なお、新規学部・研究科等の設置にあたっては高等教育局によく相談してください。</p>
17	<p>専修免許状の基礎資格は「修士の学位を有すること」であるが、博士後期課程においても専修免許状の課程認定を申請することは可能であるか。 可能な場合、修士課程(博士前期課程)と博士後期課程での申請では手続きが異なる点はあるか。</p>	<p>前例はありません。認定されるかどうかは審査の結果によりますが、申請は妨げていません。申請にあたっては、専修免許状の課程の基準等に基づき書類等を御作成ください。</p>
18	<p>平成26年度における教職課程認定申請の結果、もし認可が得られなかつた場合、平成27年度入学生については教員免許を取得することはできないのか。 また、翌年度の再認定申請で認可された場合、カリキュラムの工夫によっては、平成27年度入学生についても教員免許を取得させることは可能であるのか。</p>	<p>現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位(学科や専攻など)に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格(学科等名称、学科等の設置理念及び学位(又は学位の分野)など)と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものです。</p> <p>教職課程認定を受けていない年度の学生や課程認定を受けていない学科等に所属する学生が、教員免許状を取得できるかのように広報及び履修指導することは、課程認定制度の趣旨に鑑みて適正とは言えません。</p> <p>大学においては、教職課程認定申請にあたって、手引きを御熟読の上、教職課程認定基準や、申請の手続き等について十分に御理解いただいた上で申請することが肝要であり、申請後に取り下げ等を行わなければならない事態が起こらないように十分に御準備ください。</p>

番号	大学からの質問	回答
19	<p>平成26年度教職課程認定申請の手引きP3に今年度から③と⑤に下線部分が引かれておりますが、その具体的なケースについてご教示いただけますか。</p> <p>例1) ③…学部・学科を届出により設置する場合… A学部は一学科であり学科として課程認定申請を受けているが、学科内のひとつつの専攻をB学部として独立させ届出により学部の設置を予定している。 (A学部の定員は減となる)</p> <p>その場合にB学部で課程認定申請を行うことは当然であるが、元のA学部においても、再度課程認定申請を行う必要があるかどうか。</p> <p>例2) ⑤…学部・学科等の分離を行う場合 C学部5つの専攻を有しているが、そのうちの1専攻のみ初等課程を有しており、学則上も定員が設定されている。のこる4専攻はひとつのものとして課程認定を受けている。学則上も専攻ごとの定員設定はされていない。 この4専攻のうちのひとつを分離して新たな専攻を作る場合、学部・学科等の分離と同一とみなされるのかどうか。</p>	<p>手引き203頁Q&A39において回答しているとおり、設置届出であるか否かに関わらず、「課程認定審査の確認事項」1(1)より、組織の設置、廃止及び分離と解される場合には、原則として新たに教職課程認定を受ける必要があります。</p> <p>例1の場合は、学科に定員を置いており、学科単位で課程認定を受けていることですが、学部学科名称が変わらない場合であっても、課程認定を受けている従前の学科等の教育課程、教員組織及び学位(又は学科の分野)から変更となる場合には課程認定を要する場合があります。</p> <p>この場合には、改組前と改組後において、学則(又は履修規程)や教員組織等についてどのように変更となるのかが分かるように新旧対照表を作成いただき、文部科学省に御相談ください。</p> <p>例2の場合について、現行制度において、教職課程認定は、各学科等の目的・性格(学科等名称、学科等の設置理念及び学位(又は学科の分野)など)と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものです。</p> <p>定員を置いていないものの専攻毎の教育課程を編成し、それぞれの専攻におけるカリキュラムを区別して規定し、専門性を担保することによって、複数の免許教科の教職課程の認定を受けている場合がありますが、そのような場合に専攻を分離したとすると、それぞれ分離後の専攻の教育課程では、教職課程認定を受けている免許種の教科の専門性が担保されない状況も生じる可能性があることから、分離後の専攻の教育課程がどのようになるかによりますが、教職課程認定申請が必要となる可能性があります。</p> <p>例1の場合と同様に、必要書類を作成し、文部科学省に御相談ください。</p> <p>学科等の分離の場合の教職課程認定申請の要否については一概に示すことはできませんが、特に分離の場合には御留意ください。</p>

番号	大学からの質問	官僚の回答
<p>○その他</p>		
20	<p>施行規則第10条の6において、幼・小・中の1種免許状を有している者が専修免許状を別表第一で取得しようとする場合には、1種免許状に係る第3欄の単位は修得したものとみなすとされているが、高等学校の免許状について規定されていないのはなぜか。</p>	<p>当該条文は平成元年改正省令で規定されたのですが、元々二種免許状を有する者が一種免許状を取得しようとする際の単位の取り扱いについて定めたものであり、高等学校教諭の免許状には二種免許状がないことから、高等学校が含まれていませんでした。</p> <p>その後、平成22年省令改正により、一種免許状の記述が追加されたところですが、その際の趣旨は、第10条の6の規定の適用により一種免許状を取得した者が別表第一により専修免許状を取得する際に、改めて二種免許状に必要な単位を新たに修得する必要がないように措置することでした。</p> <p>二種免許状については、教員資格認定試験の合格によって幼稚園教諭二種免許状の授与を受けたり、保健師の免許を受けていることをもって養護教諭二種免許状の授与を受けたりすることが可能となっており、単位の修得を要することなく免許状が取得できる場合があることから、特に措置する必要性が大きいと考えられましたが、その点、高等学校教諭の免許状には二種免許状が存在しないため、改正の対象とならなかったところです。</p>
21	<p>中学校・高等学校共通の教育課程において、中学校免許状取得のために修得した「教育実習」5単位を高等学校免許状取得に使用する際に、必要な3単位を超える2単位については、施行規則第6条の2において、「…のうち1以上」の科目について…とあることから単位分割ができないため「教科又は教職に関する科目」には使えないという理由で、別に「教科又は教職に関する科目」2単位を修得するように指導している。</p> <p>しかし、「学力に関する証明書」においては、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」について最低修得単位を超えて修得した単位もその区分の単位として記載されており、実質的には「教科又は教職に関する科目」の単位として分割されている。</p> <p>このことについて、課程認定申請書類様式第2号(教科又は教職に関する科目)の備考欄に「「教科又は教職に関する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、合わせて〇単位以上修得」と記載することによって、高等学校免許状取得のために必要な3単位を超える2単位を、高等学校免許状取得のための単位として使用してもかまわないか。</p>	<p>教職課程認定上の「教科又は教職に関する科目」として開設される授業科目は、教育職員免許法施行規則第6条の2第2項における「大学が加えるこれに準ずる科目」のことを指しており、教育職員免許法に規定する「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができます。</p> <p>教育職員免許法に規定する「教科又は教職に関する科目」の単位については、「教科に関する科目」の最低修得単位数を超えて履修した単位、「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて履修した単位及び「大学が加えるこれに準ずる科目」として履修した単位で充足させることとなっています。</p> <p>文科省が示している学力に関する証明書の様式例を見ても分かるとおり、「教科又は教職に関する科目」の単位について、具体的にどの授業科目をあてているのかを明示する必要はないと解釈しているところです。例えば、中学校及び高等学校の教職課程に共通に開設している「教育実習」5単位のうち、高等学校教諭一種免許状の取得にあたっては、「教育実習」は3単位必修であることから、余剰の2単位を高等学校教諭の免許状取得の際の「教科又は教職に関する科目」の単位として取り扱うことが可能です。(共通開設することができる前提です。)</p>

番号	大学からの質問	回答
22	<p>中学校・社会・高等学校・商業の課程認定を受けている大学において高等学校・商業の免許を取得した者が、本学の科目等履修生として別表第1で中学校・保健体育の免許を取得しようとして県教委に相談したところ、高等学校免許を取得した大学では保健体育の課程認定を受けていないため、中学校と共に教育課程であるにもかかわらず、中学校免許取得のための教職に関する科目にはそのままでは使えない(施行規則第6条第1項表備考第12号の流用はできる。)といわれた。教員免許ハンドブック[教育職員免許法別表第1関係](p.269)には、「教職に関する科目は、各教科の指導法に関する科目を除き、免許教科の違いにより各科目の内容に差異が生じるものではない」とあるが、授与権者の判断によって中学校免許取得のための教職に関する科目が教科の違いのために使えないことがあるのか。</p>	<p>教職課程認定は、学校種及び教科毎に行っているところですが、御質問にある場合で、中学校及び高等学校の教職課程において共通開設している「教職に関する科目」の授業科目を履修していたのであれば、大学は、中学校の社会の教職課程における単位を取得した旨の学力に関する証明書の発行が可能です。</p> <p>「教職に関する科目」は、「各教科の指導法」を除いて、免許教科の違いにより各科目の内容に差異が生じるものではないことから、同じ学校種であれば、他の教科の教員免許状取得の際の「教職に関する科目」の単位として取り扱うことができる旨の解釈を各教育委員会に対して示しているところです。</p> <p>なお、大学によっては、キャンパスが複数あることから、中学校及び高等学校の教職課程について大学全体で共通開設せずに、それぞれの学科等において「教職に関する科目」を開設し認定を受けている場合もあります。</p> <p>共通開設をしていない授業科目の単位を修得していた場合には、教育職員免許法施行規則第6条表備考第12号の流用規定の単位数を上限に、高等学校の教職課程において修得した「教職に関する科目」の単位を活用することができます。</p> <p>状況をよく御確認の上、学生に対して適切に御指導ください。</p>
23	<p>施行規則第6条第1項表備考第12号により流用する場合、教員免許ハンドブック[教育職員免許法施行規則第6条第1項表備考第12号関係](p.555)には、「各科目に含めなければならない事項を満たさなければならない」とあるが、例えば、幼稚園免許を有している者の中学校免許の取得において、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」を2単位流用して残り2単位を履修しようとする場合、「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」は、学校種は違っているが含まれているので、残り2単位は「幼児理解の理論及び方法」の内容が含まれていればよいと考えるのか、あるいは、中学校免許取得のために修得した「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」の単位も学校種が違っているのであらためて修得しなければならないのか。</p> <p>また、中学校免許を有している者が小学校免許を取得しようとするときは、前者の場合は必要な事項がすべて満たされているので流用後に修得すべき単位はどのような内容でもよいことになり、後者の場合はすべての科目を修得し直すということになると思うがいかがか。</p>	<p>教育職員免許法別表第1に基づき教員免許状の授与を受ける場合、教育職員免許法施行規則第6条表に定める事項を全て満たして所定の単位数を修得することが必要となっています。</p> <p>また、「教育職員免許法施行規則第6条表備考第12号の流用規定を用いて、教員免許状の授与を受けようとする学校種と異なる学校種の授業科目の単位をあてる場合においても、教育職員免許法第6条表に定める事項を満たして単位を修得することが必要である」と解釈しているところです。</p> <p>幼稚園とその他の学校種においては、表において規定されている事項が異なるため、区分毎にみれば単位を充足していたとしても、事項を満たしているかどうかに御留意いただき、満たしていない場合には、当該事項を内容とする授与を受けようとする学校種の授業科目の単位を修得する必要があります。</p> <p>また、小学校、中学校及び高等学校においては、含めなければならない事項が一致していますが、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の流用にあたっては、2単位までしか流用できず、残りの2単位は、授与を受けようとする学校種の授業科目を修得することが必要となっています。(流用単位が何の事項を取り扱っている授業科目の単位かによりますが、不足単位は流用単位と同じ事項の単位の修得では足りず、流用単位と新たに修得する単位を合わせてすべての事項を満たすように修得が必要と解釈します。)</p> <p>なお、「教科に関する科目」の単位と流用した単位も含めた「教職に関する科目」の単位については、それぞれ最低修得単位数を超えた余剰単位は、教育職員免許法に定める「教科又は教職に関する科目」の単位として取り扱うことができます。</p> <p>(本取扱いについては、過去に明確に整理できていなかったところですが、上記のとおり整理することとしました。)</p>